

# 福島の復興・再生に向けた取組

2023年3月



復興庁

Reconstruction Agency

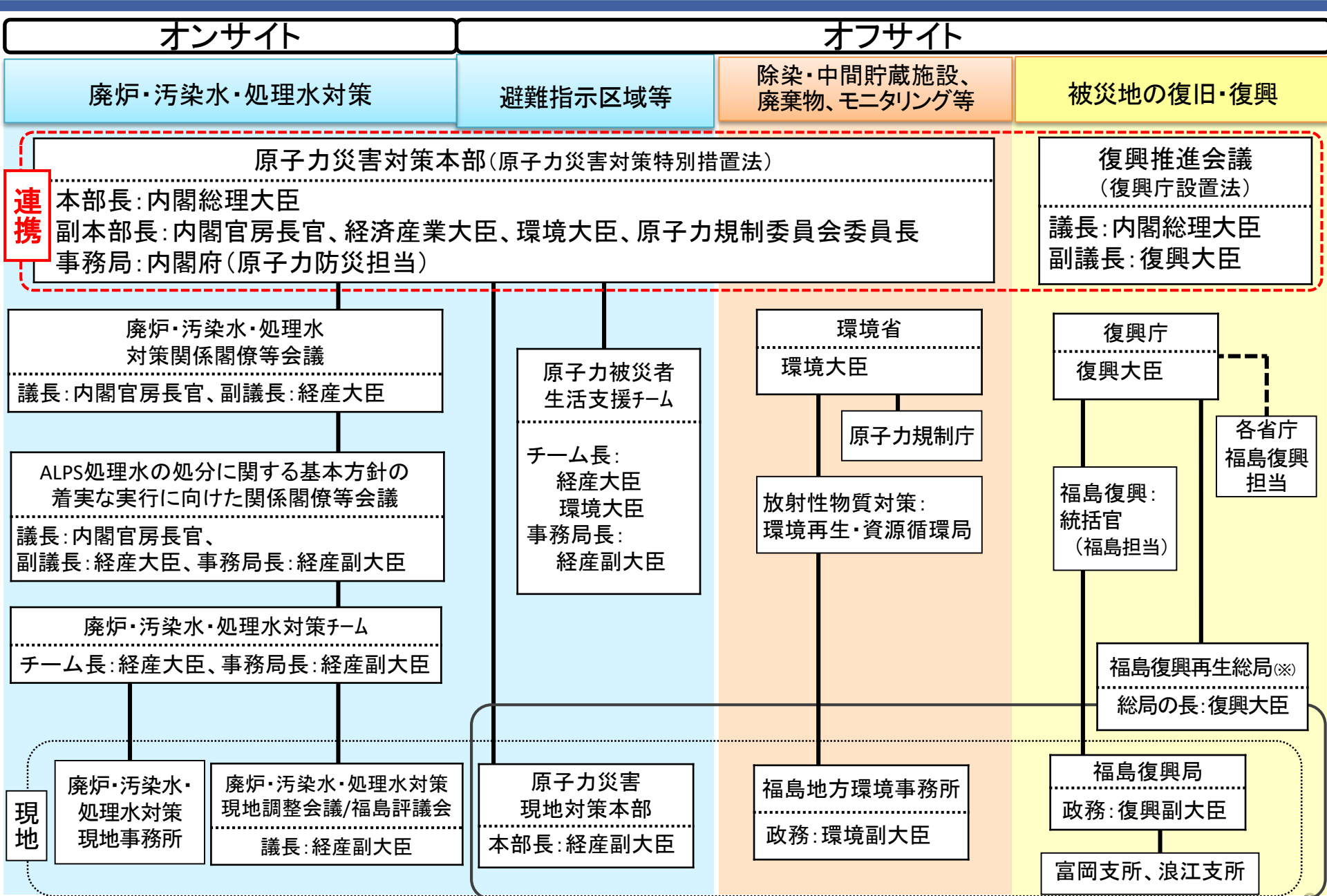
復興・創生 その先へ

# 目次

福島復興に係る政府の体制	.....P2
避難指示区域に係る経緯	.....P4
避難指示解除地域における生活環境整備	.....P9
帰還困難区域の復興・再生	.....P17
除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況	.....P25
産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組	.....P27
風評被害対策	.....P41
福島復興関連法制度・予算	.....P46

# 福島復興に係る政府の体制

# 福島復興に係る政府の体制



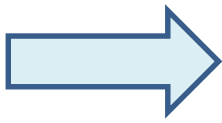
※2022年3月から福島復興再生総局構成員に東北農政局 (政務: 農水副大臣) が追加。

# 避難指示区域に係る経緯

# 避難指示区域に係る経緯

## ①避難指示の設定とこれまでの避難指示解除

1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示
2. 平成23年4月
  - 警戒区域（福島第一から半径20km）  
【原則立入禁止、宿泊禁止】
  - 計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）  
【立入可、宿泊原則禁止】
  - 緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）  
【避難の準備、立入可、宿泊可】
3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除
4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始



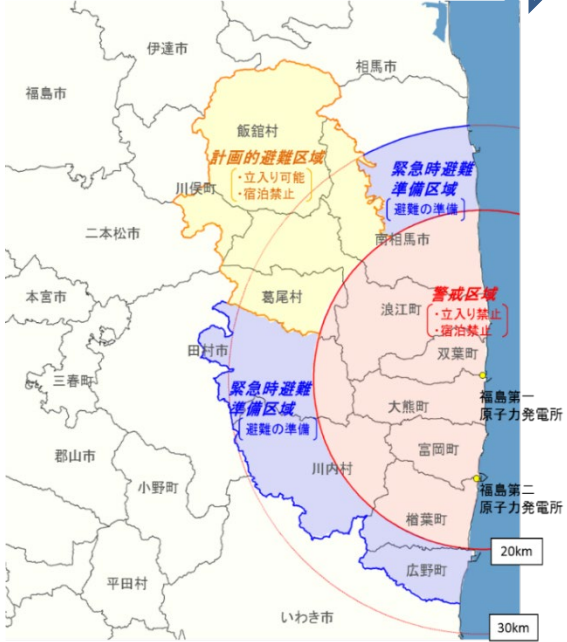
「冷温停止状態」の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施
  - 帰還困難区域（放射線量が50mSv/yを超える区域）  
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
  - 居住制限区域（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）  
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
  - 避難指示解除準備区域（放射線量が20mSv/y以下）  
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

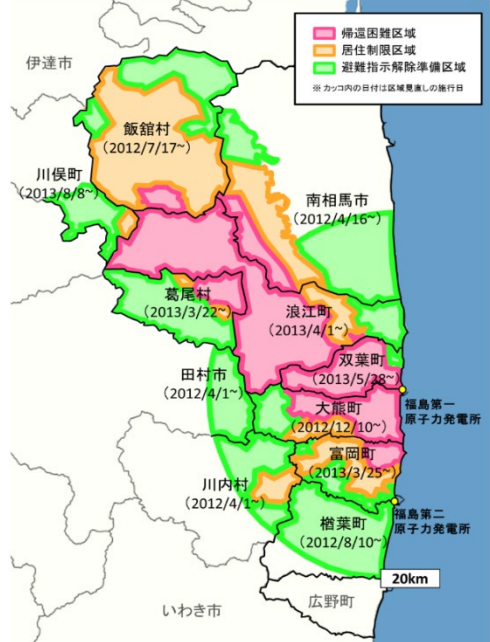
平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

6. 避難指示の解除  
平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。

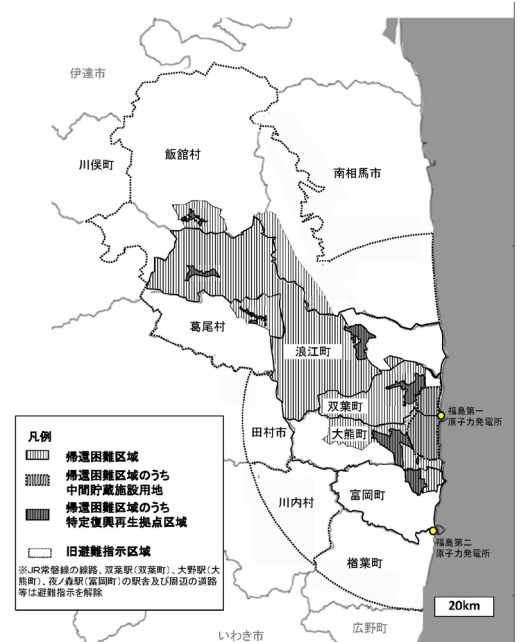
平成23年4月22日時点  
(事故直後の区域設定が完了)



平成25年8月  
(区域見直しの完了時点)



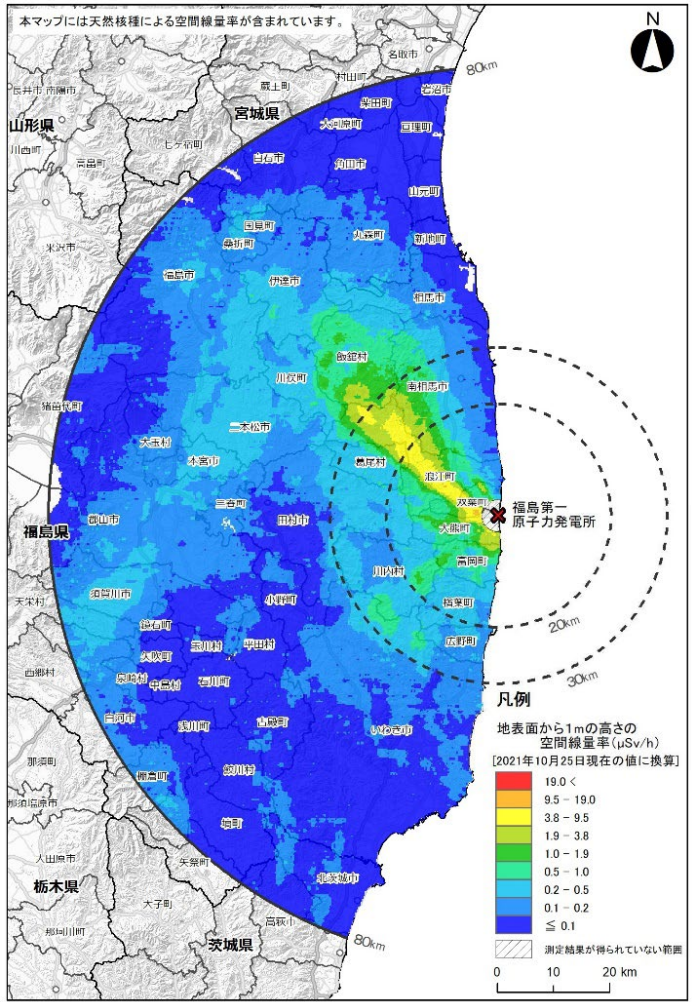
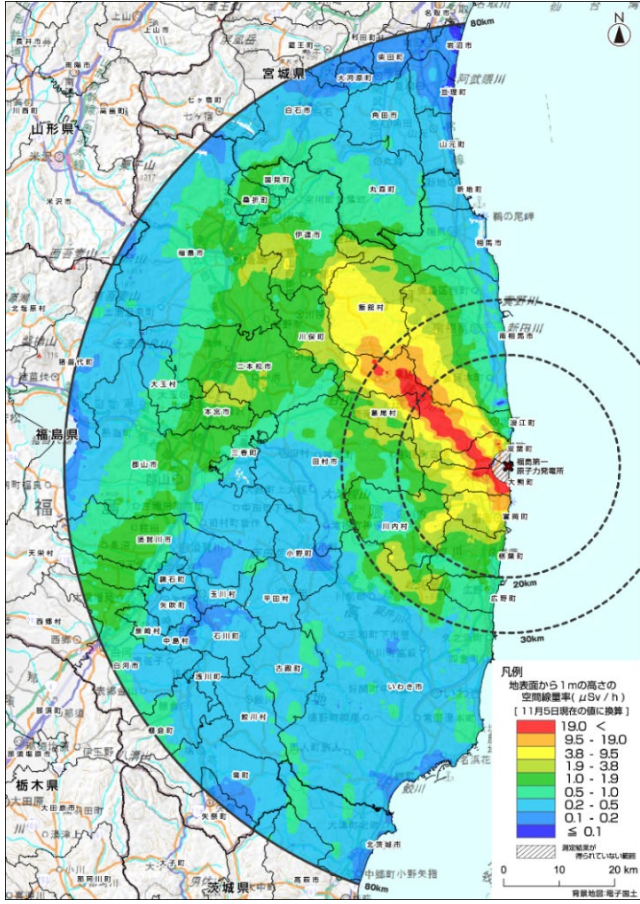
令和2年3月  
(双葉町、大熊町、富岡町避難指示解除時点)



凡例  
 ■ 帰還困難区域  
 ■ 帰還困難区域のうち中間貯蔵施設用地  
 ■ 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域  
 □ 旧避難指示区域  
 ※JR常磐線の線路、双葉駅(双葉町)、大野駅(大野町)、霞ノ森駅(富岡町)の駅舎及び周辺の道路等は避難指示を解除

避難指示区域に係る経緯  
②空間線量率平均の推移

○ 測定した領域の空間線量率は、引き続き、全体として減少傾向にある。



2011年11月5日時点の線量分布

2021年10月25日時点の線量分布

出典: 原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」等に基づき復興庁作成

# 避難指示区域に係る経緯

## ③避難者数・避難指示解除の状況

### 【避難者の状況】

東日本大震災による福島県全体の避難者  
約2.8万人 (2022年11月時点)

※ピーク時(2012年5月)は約16.5万人

避難指示区域からの避難対象者  
約2.1万人 (2022年4月時点)

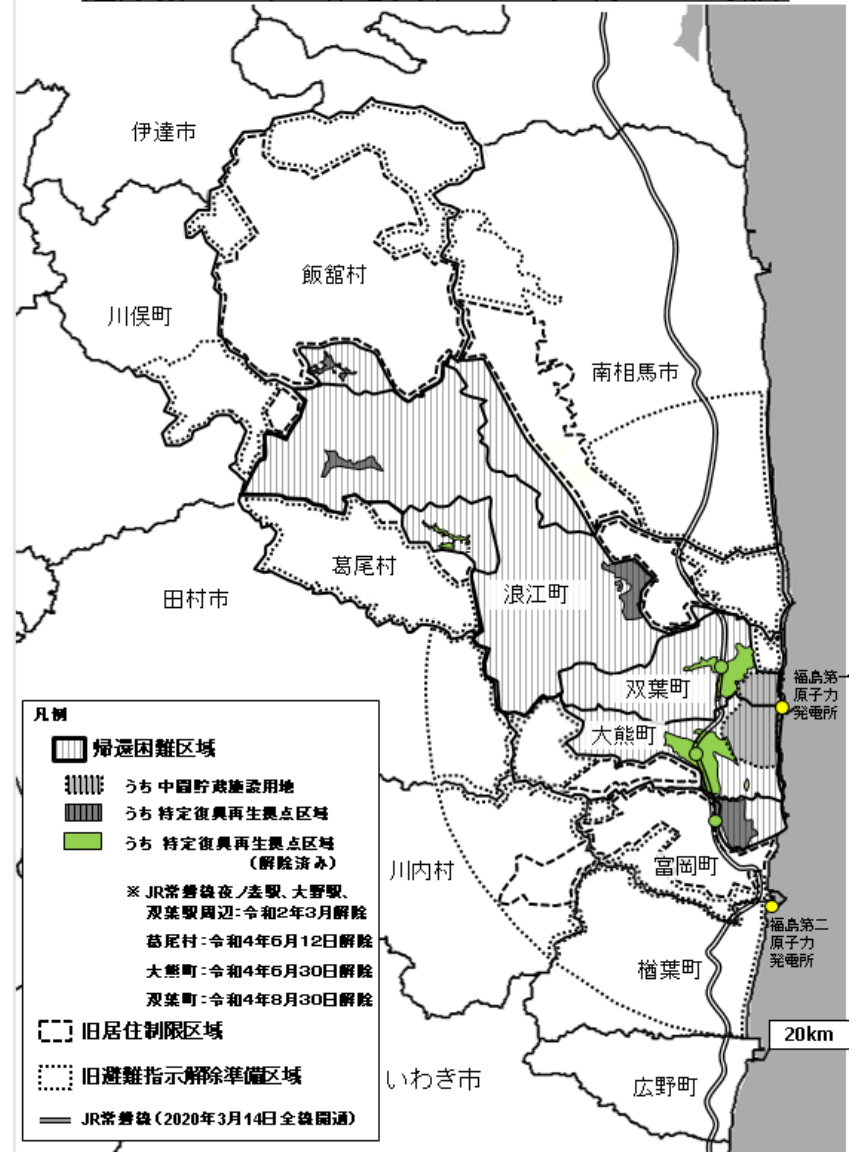
※避難指示区域設定時(2013年8月)は約8.1万人

〔6町村の帰還困難区域〕

### 【最近の避難指示解除の状況】

(1) 田村市：2014年4月1日 避難指示解除準備区域を解除
(2) 楡葉町：2015年9月5日 避難指示解除準備区域を解除
(3) 葛尾村：2016年6月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 川内村：2016年6月14日 避難指示解除準備区域を解除 (2014年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し) 南相馬市：2016年7月12日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(4) 飯館村：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(5) 川俣町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(6) 浪江町：2017年3月31日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 富岡町：2017年4月1日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(7) 大熊町：2019年4月10日 居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
(8) 双葉町：2020年3月4日 特定復興再生拠点区域の一部解除、 避難指示解除準備区域を解除
(9) 大熊町：2020年3月5日 特定復興再生拠点区域の一部解除
(10) 富岡町：2020年3月10日 特定復興再生拠点区域の一部解除
(11) 葛尾村：2022年6月12日 特定復興再生拠点区域全域を解除
(12) 大熊町：2022年6月30日 特定復興再生拠点区域全域を解除
(13) 双葉町：2022年8月30日 特定復興再生拠点区域全域を解除

避難指示区域の概念図(2022年8月30日時点)



(備考) ・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況報告」(第1789報、2022年9月12日)による。  
・避難指示区域からの避難対象者数は、市町村から聞き取った情報(2019年4月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チームが集計。



## ○避難指示解除の3要件(原子力災害対策本部決定 2011年12月)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であること
- ②日常生活に必須なインフラ(電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など)や生活関連サービス(医療、介護、郵便など)が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との協議

## ○避難指示の解除=復興の本格化

「檜葉町住民懇談会資料」(2015年6月)抜粋

- 避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置です。この結果、住民の方々には、長期にわたり不自由な避難生活を強いているのが現状です。
- 避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものです。
- ただし、帰還するかしないかは、当然のことながら、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって帰還を強制されるものではありません。
- また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が終了するわけではありません。国としては、避難指示の解除後も、政府一丸となって、檜葉町の復興に向けた施策をしっかりと展開してまいります。

# 避難指示解除地域における生活環境整備

# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ①生活環境整備の最近の状況

- 医療・介護・教育など、避難指示解除区域に帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備に取り組んでいる。

### 医療・介護・福祉

- 2018年4月 南相馬市  
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
- 2018年4月 富岡町  
24時間体制で地域の中核的な医療を担う  
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
- 2020年4月 大熊町  
「認知症高齢者グループホーム  
おおくまもみの木苑」開設
- 2021年2月 大熊町診療所 開所
- 2021年12月 小高診療所 開所
- 2022年4月 富岡町  
「共生サポートセンターさくらの郷」開所
- 2022年6月 浪江町「ふれあい福祉センター」開設
- 2023年2月 双葉町診療所開所

ふたば医療センター



県営復興公営住宅「日和田団地」

### 住まい

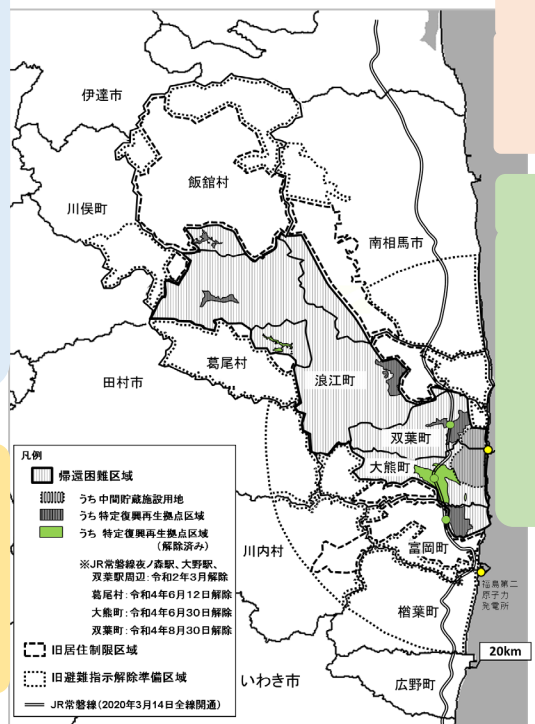
復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成  
帰還者向け災害公営住宅：  
計画戸数453戸うち431戸完成

### 交通機関等

- 〔JR常磐線〕  
2020年3月 全線開通、Jヴィレッジ駅常設
- 〔常磐自動車道〕  
2020年3月 「常磐双葉IC」開通
- 〔相馬福島道路〕  
2019年12月 「相馬IC～相馬山上JCT」開通  
2020年8月 「伊達桑折IC～桑折JCT」開通  
2021年4月 全線開通

### 教育

- 小中学校再開：10市町村再開済  
新規開校等：
- 2019年4月 「ふたば未来学園中学校」開校
- 2020年4月 「いいたて希望の里学園」開校
- 2021年4月 「川内小中学園」開校
- 2022年4月 「富岡小学校」「富岡中学校」開校
- 2022年4月 「檜葉小学校」開校



Jヴィレッジ駅開業式



道の駅「なみえ」

### 働く場

- 2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
- 2019年10月 檜葉町 檜葉北産業団地  
「株式会社エヌビーエス」工場稼働
- 2020年3月 富岡町 富岡産業団地 第2期区画供用開始
- 2021年5月 川内村 田ノ入工業団地 「大橋機産」稼働
- 2021年6月 南相馬市 復興工業団地 ロボコムアンドエフエイコム(株)工場 稼働
- 2021年9月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働
- 2022年4月 川俣町 ベルグ福島 川俣西部工業団地に植物ワクチン総合研究所開所

### 買い物

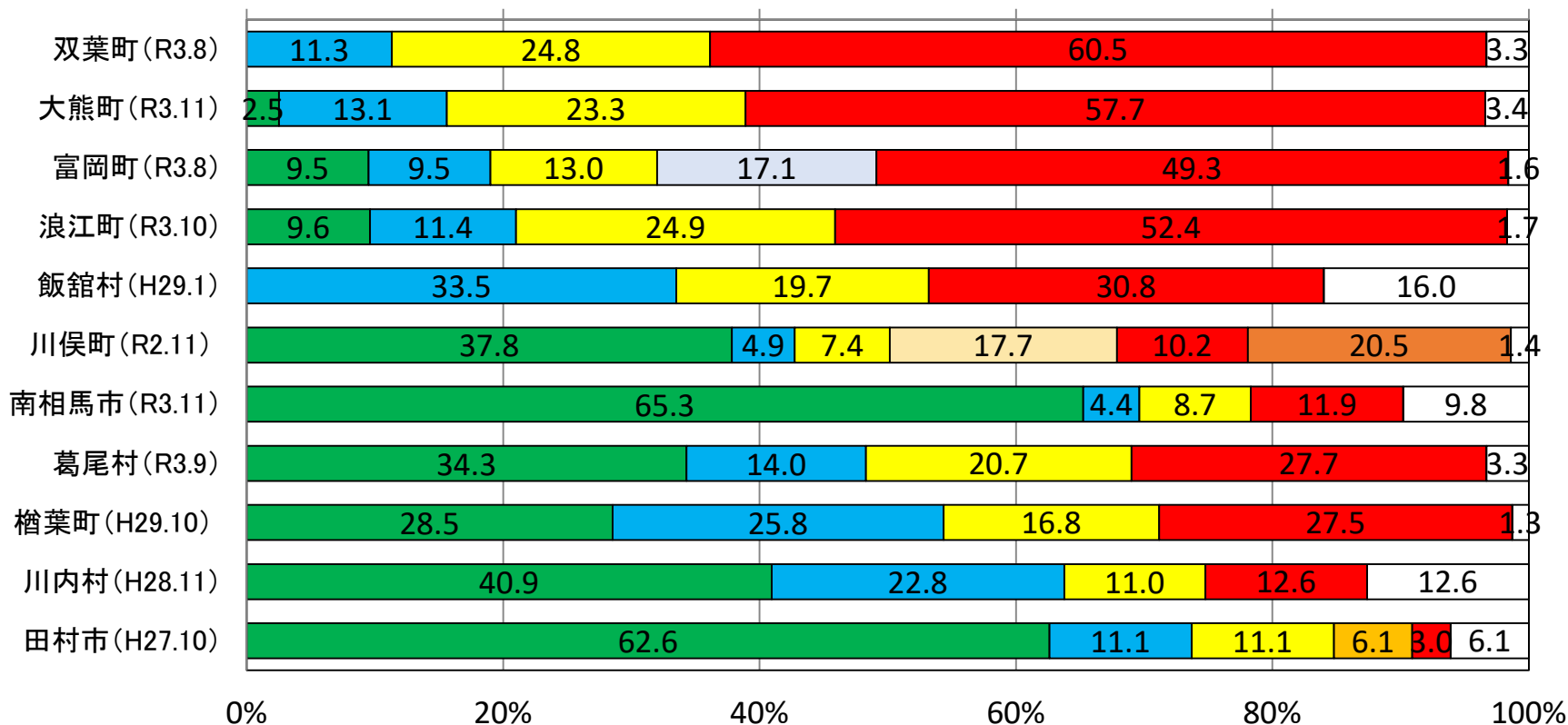
- 2019年6月 南相馬市「ダイユーエイト小高」開業
- 2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
- 2020年2月 南相馬市「ヨークベニマル原町店」開業
- 2020年8月 浪江町 道の駅「なみえ」開業
- 2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業

# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ②原子力被災自治体における住民意向調査(帰還意向等の把握)

- 原子力災害により、避難されている住民の帰還に向けた意向等を把握するため、2012年度から実施。
- 福島県内の11市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村※に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。

【凡例】  
■ 戻っている ■ 戻りたい ■ まだ判断がつかない ■ 同じ自治体内の他地区に転居している ■ 戻りたいが戻れない  
■ 同じ自治体内に戻りたい ■ 戻らない ■ 自治体外に転出している ■ 無回答



※復興庁・各市町村・福島県が共同で実施している「原子力被災自治体における住民意向調査」を基に作成。

※( )内は調査実施時期

※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

## ③福島再生加速化交付金

【令和5年度概算決定額 602億円（令和4年度予算額 701億円）】

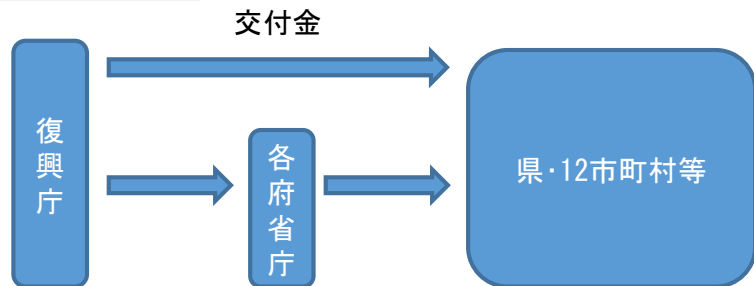
### 事業概要・目的

- 「復興基本方針」(抄)  
 福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。
- 長期避難者への支援から帰還環境の整備など復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島の復興・再生を加速化する。

### 期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

### 資金の流れ



### 事業イメージ・具体例

#### (1)対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

#### (2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活拠点等の整備(特定復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等)</li> <li>・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等)</li> <li>・宮農・商工業再開に向けた環境整備(農地・農業用施設、産業団地の整備等)</li> <li>・新たな住民の移住等の促進に資する施策</li> </ul> </li> </ul>
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等)</li> <li>・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)</li> </ul> </li> </ul>
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等)</li> <li>・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダーの養成等)</li> </ul> </li> <li>○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消</li> <li>○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援</li> </ul>
既存ストック活用まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存ストック(空き地・空き家等)を活用したまちづくり支援                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備</li> <li>・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施</li> </ul> </li> </ul>
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知</li> <li>・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援</li> </ul> </li> </ul>
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援</li> </ul>

○ 帰還意向が限定的である中で、帰還促進に加えて、「**復興の担い手**」となる**移住人材の確保が必要**。

○ **全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等呼び込む戦略が必要**。

- ➡
- ① 12市町村自ら**移住施策の創意工夫**(令和4年度から**家賃低廉化補助の追加等住まいの確保対策を拡充**)
  - ② ふくしま12市町村移住支援センターを通じた**広域的な取組への対応**
  - ③ 移住関心層への直接の後押しとして、**移住支援金・起業支援金**を給付

### 12市町村による取組事例

#### ○ 住まいの確保への支援

移住者が居住を目的として空き家を取得する場合の改修に係る経費を補助

#### ○ 住まいの確保への支援

移住者が空き家を賃借する場合の家賃の一部を補助

#### ○ 移住関心層への情報発信

地域の魅力を伝えるために移住関連雑誌への掲載、WEB広告、テレビ番組により情報を発信

#### ○ 相談窓口の設置

東京で移住相談ができるようにするために東京に相談窓口を設置

#### ○ 相談体制の整備

移住希望者が地域住民やすでに移住している者に直接対話し相談できる体制を整備

#### ○ 移住体験ツアーの実施

移住後の生活をイメージできるようにするために移住体験ツアーを実施

### ふくしま12市町村移住支援センターによる情報発信キャンペーン「#未来ワークふくしま」

- 12市町村の移住に関する情報をワンストップで提供するwebサイトとSNSを運用
- Webサイト上にふくしま12市町村を勤務地とする移住者向けの求人情報を公開
- タレントを活用した動画プロモーションや12市町村を体験する移住ツアー開催など様々な形で福島での働き方、暮らし方に関する情報を発信
- 移住者が住まいを確保しやすくするために、空き家物件や家賃相場等の住まいに関する情報を発信(予定)

### 個人支援金による支援

12市町村に移住して就業・起業する者に対して、**移住支援金・起業支援金**を給付

# (参考) # 未来 ワーク ふくしま

## 【Webサイト】

12市町村の仕事（移住者向けの求人情報）、暮らし（物件情報・住宅改修費補助など）、各種支援制度の情報に加えて、移住検討のSTEP動画をトップページに設けたほか、先端産業や農業、起業といったテーマ別の特集ページを追加。情報は今後も続々追加予定。

WebサイトURL：https://mirai-work.life/

### 移住検討のSTEP動画



### 求人案件



### 住まいの案内



### 就農の支援




## 【SNS・メルマガ】

「福島ファン」に向けて情報を発信。中長期的な関係の中で移住に関心を持っていただくことを目指すSNS。メルマガではイベント情報をタイムリーに発信。

SNS

twitter



@miraiwork\_life

instagram



@miraiwork\_life

facebook



mirai.work.fukushima

メルマガ  
毎月1日と16日  
に発信



【令和5年度概算決定額 80億円】  
（令和4年度予算額 88億円）

# 避難指示解除地域における生活環境整備

## ⑤福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例

### 事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
  - 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域等への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施
- ※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

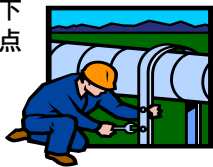
### 主な事業例（国が全額支援）

#### ①生活環境の改善のための取組

##### ★ 公共施設・公益的施設の機能回復

###### ・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



###### ・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



###### ・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

#### ②避難解除区域への帰還加速のための取組

##### ★ 生活関連サービスの代替、補完

###### ・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



##### ★ 地域のコミュニティの維持

###### ・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



###### ・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

#### ③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等の

##### ★ 避難区域等の荒廃抑制・保全対策

###### ・ 除草

火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



###### ・ 防犯パトロール、防犯カメラ

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール・カメラを措置。



##### ★ 住民の一時帰宅支援

###### ・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元を結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など 15



## ⑥福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言 (平成27年7月30日策定、令和3年3月8日改定)

### 【平成27年提言策定】

平成27年、被災者が今後の見通しを得る一助とすべく、復興大臣の下に「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を設置し、目指すべき30-40年後の地域の姿を示す提言「**福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言**」を策定した。その際進捗を管理する観点から、中期的な目標年として令和2年(2020年)を設定し、具体的な課題と取組を提示した。これに基づき「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を毎年開催し、本提言のフォローアップを行ってきた。

### 【令和3年提言改定趣旨】

中期的な目標年である令和2年(2020年)を迎え、**これまでの復興の進捗や福島特措法の改正等を鑑み、更なる重点的な施策の実施と加速化が必要**なことから、令和3年3月に本提言を見直した。見直しに当たっては、**本提言の実現に向けた具体的な課題と取組は、福島県作成の福島復興再生計画に継承**されることとなった。

※関連予算として、本提言実現のための調査事業(約0.9億円 令和5年度)がある

### 【福島12市町村の将来像に関する有識者検討会委員】

(令和3年3月)

- ◎ 大西 隆 東京大学・豊橋技術科学大学名誉教授  
(都市工学。豊橋技術科学大学学長、日本学術会議会長、東日本大震災復興構想会議委員歴任)
  - 家田 仁 政策研究大学院大学教授、東京大学名誉教授
  - 内堀 雅雄 福島県知事
  - 大山 健太郎 アイリスオーヤマ(株)代表取締役会長
  - 高島 宏平 オイシックス・ラ・大地(株)代表取締役社長
  - 中村 良平 岡山大学大学院社会文化科学研究科(経済学系)特任教授
  - 松永 桂子 大阪市立大学大学院経営学研究科准教授
  - 山名 元 原子力損害賠償・廃炉等支援機構理事長
- (◎：座長、○：座長代理)

### 【令和3年提言】

本提言では、**移住・定住促進、交流・関係人口の拡大等の視点**を盛り込むとともに、**取り組むべき施策の選択と集中の観点**から、「**国内で選ばれる地域となるために努力すべき領域**」として**4分野**「生活環境や産業・生業の再生」、「新産業の創出と集積」、「特色を持つ人材育成」、「復興に関する知見の体系化と活用」を提示した。

### <福島12市町村の復興・再生に関する懇談会>

福島12市町村将来像に関する**有識者検討会**は**令和2年度で終了**。一方で、国及び県が12市町村からそれぞれの復興の実情を伺っていく場として、令和4年5月29日に、国、県の合同事務局の下、新たに「**福島12市町村の復興・再生に関する懇談会**」を開催。出席者は、国は**復興大臣、復興副大臣**、県は**福島県知事**(副知事代理出席)、市町村は**12市町村の首長**。(次回開催は未定。(関係者の意向を踏まえ、調整。))

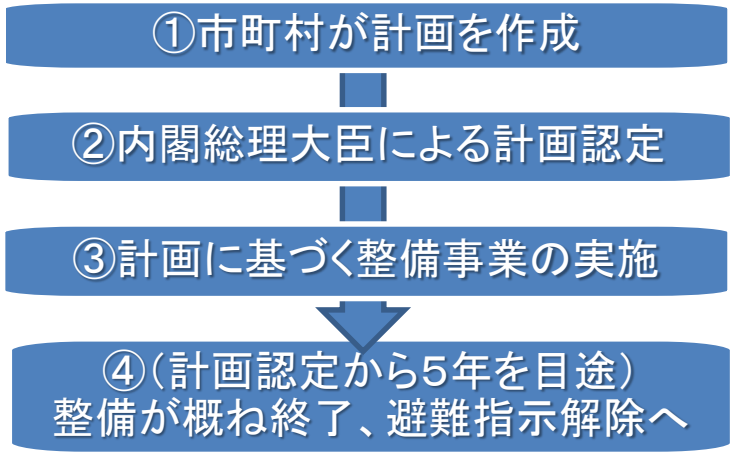
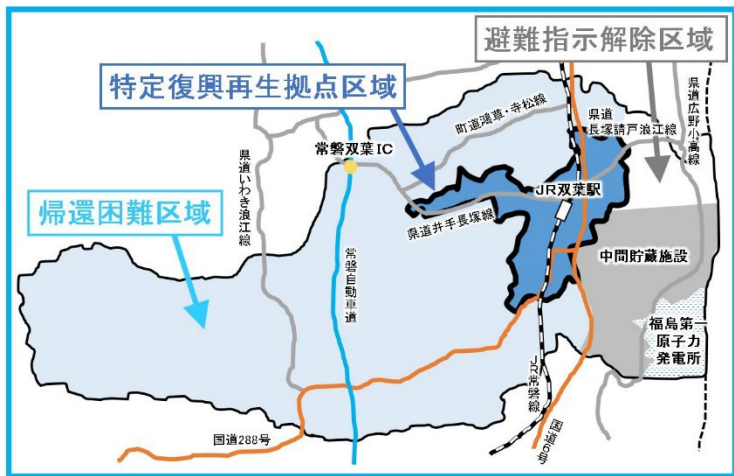
# 帰還困難区域の復興・再生

# 帰還困難区域の復興・再生

## ① 特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 福島復興再生特別措置法の改正(2017年5月)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備(除染やインフラ等の整備)に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

### 【特定復興再生拠点区域の例(双葉町)】



### ■ 計画の認定基準

項目	内容
区域の条件に該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減</li> <li>・地形や従前の集落の状況等から帰還する住民の生活や地域経済の再建等の拠点となる区域として適切</li> <li>・既存の公共施設等の立地等を踏まえ、効率的整備が可能な規模</li> </ul>
復興再生への寄与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目標が住民の帰還意向等を踏まえて適確</li> <li>・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる</li> </ul>
円滑かつ確実な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切</li> </ul>

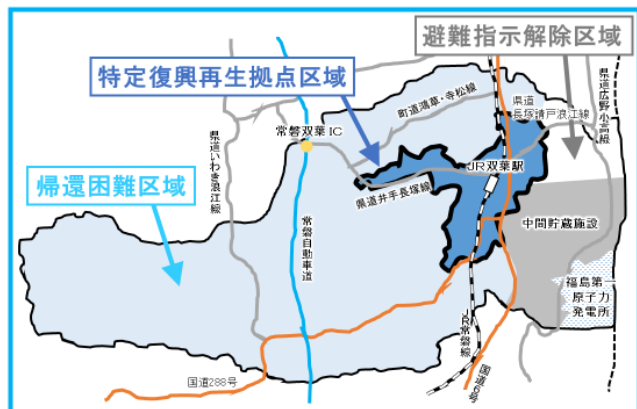
### ■ 計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆ 帰還困難区域では適用できなかった「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

- 6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 2022年（双葉町、大熊町、葛尾村）、2023年（富岡町、浪江町、飯舘村）の避難指示解除を目指し、除染、インフラ整備等を推進。
- 2022年6月に葛尾村、大熊町で、8月に双葉町で避難指示解除。

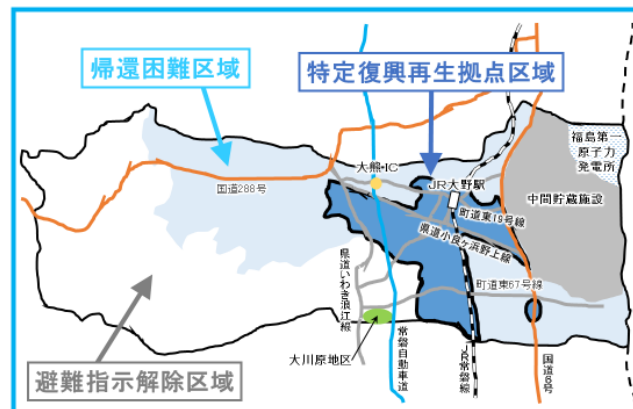
## 認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

### 双葉町（2017年9月15日認定）



- ・区域面積：約555ha ・居住人口目標：約2,000人
- ・避難指示解除の目標  
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域  
(2022年8月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

### 大熊町（2017年11月10日認定）

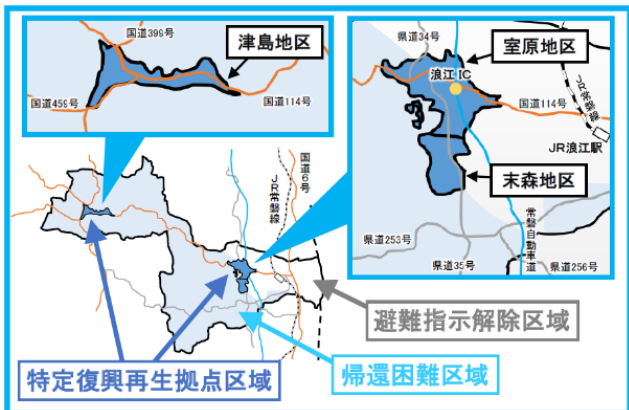


- ・区域面積：約860ha ・居住人口目標：約2,600人
- ・避難指示解除の目標  
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域  
(2022年6月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

# 帰還困難区域の復興・再生

## ②特定復興再生拠点区域の整備

### 浪江町（2017年12月22日認定）



- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・避難指示解除の目標：2023年3月  
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

### 富岡町（2018年3月9日認定）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・避難指示解除の目標：  
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域  
(2020年3月、JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除)

### 飯舘村（2018年4月20日認定）



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・避難指示解除の目標：2023年春  
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

### 葛尾村（2018年5月11日認定）



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・避難指示解除の目標：2022年春  
(2022年6月12日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

# 特定復興再生拠点区域の整備状況（2023年1月1日時点）

特定復興再生拠点区域における主な事業の進捗状況	
<b>双葉町</b> 2017.9.15認定	避難指示解除 ○2022.8.30：解除
	施設整備等 ○常磐自動車道常磐双葉インターチェンジ：2020.3.7開通 ○JR常磐線双葉駅：2020.3.14開業 ○双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 2018.3.30都市計画決定、2019.10.1着工
<b>大熊町</b> 2017.11.10認定	避難指示解除 ○2022.6.30：解除
	施設整備等 ○常磐自動車道大熊インターチェンジ：2019.3.31開通 ○JR常磐線大野駅：2020.3.14開業 ○下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 2020.6.1都市計画決定、2022.3.12着工
<b>浪江町</b> 2017.12.22認定	解体・除染 ○解体：358件解体済、除染：概ね実施済み
<b>富岡町</b> 2018.3.9認定	避難指示解除 ○JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域：2020.3.10解除
	解体・除染 ○解体：773件解体済、除染：概ね実施済み
	施設整備等 ○JR常磐線夜ノ森駅：2020.3.14開業
<b>飯館村</b> 2018.4.20認定	解体・除染 ○解体：解体完了、除染：概ね実施済み
	施設整備等 ○環境再生事業：除去土壌再生利用技術等実証事業実施中
<b>葛尾村</b> 2018.5.11認定	避難指示解除 ○2022.6.12：解除

※除染は2022年1月末時点、解体は2022年10月末時点の実施数量

## ③特定復興再生拠点区域外に係る対応

- 令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示を解除。
- 帰還困難区域についても、令和2年3月のJR常磐線運行再開にあわせ、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部を解除し、令和4年6月には葛尾村、大熊町、8月には双葉町の同区域全域を解除。富岡町、浪江町、飯舘村についても、令和5年春頃の同区域の解除に向けた取組を実施中。
- 帰還困難区域を抱える自治体は、拠点区域外への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早期に提示してほしいと強く要望。

### (1) 帰還・居住したいとの要望への対応

- 地元自治体は、全域の除染・家屋解体を実施した上での解除を要望。
- 拠点区域外の住民も、震災から10年が経過し、拠点区域外の方針提示を強く期待。
- 与党第10次提言（R3.7.20総理手交）において、拠点区域外にある自宅に帰りたいという住民の思いに応える新たな方向性を提示。
- 与党提言も踏まえ、拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を政府として決定。(R3.8.31)

### (2) 土地活用したいとの要望への対応

- 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望もあり。
- 地元自治体の強い意向がある場合に限り、住民の安全の確保を前提として、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用に向けた拠点区域外の避難指示解除を可能にする、新たな仕組み（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部で決定。  
(R2.12.25)

### 「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」

(2021年8月31日復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合決定) (概要)

#### (1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

**2020年代**をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、**帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。**

【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。なお、営農については、帰還意向確認と併せて意向確認し、自治体とも協議しながら対応。

【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。

【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。

【予算・財源】 除染・解体は国の負担。

【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。  
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。

【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

#### (2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、**避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。**



<福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案> (令和5年2月7日閣議決定)

法案の概要

「特定帰還居住区域」(仮称)の創設

- 市町村長が、**拠点区域外において**、避難指示解除による**住民の帰還**及び当該住民の帰還後の**生活の再建**を目指す「**特定帰還居住区域**」(仮称)を設定できる制度を創設

(区域のイメージ)

帰還住民の**日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲**で設定(要件は以下通り)

- ①放射線量が一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

- 市町村長が特定帰還居住区域の設定範囲、公共施設の整備等の事項を含む「**特定帰還居住区域復興再生計画**」(仮称)を作成し、**内閣総理大臣が認定**

- 認定を受けた計画に基づき、以下の**国による特例措置**等を適用

- (1)除染等の実施(**国費負担**)
- (2)道路等の**インフラ整備の代行**

避難指示解除の取組を着実に進めていき、拠点区域外の帰還困難区域において、**帰還意向のある住民の帰還の実現・居住人口の回復を通じた自治体全体の復興を後押し**

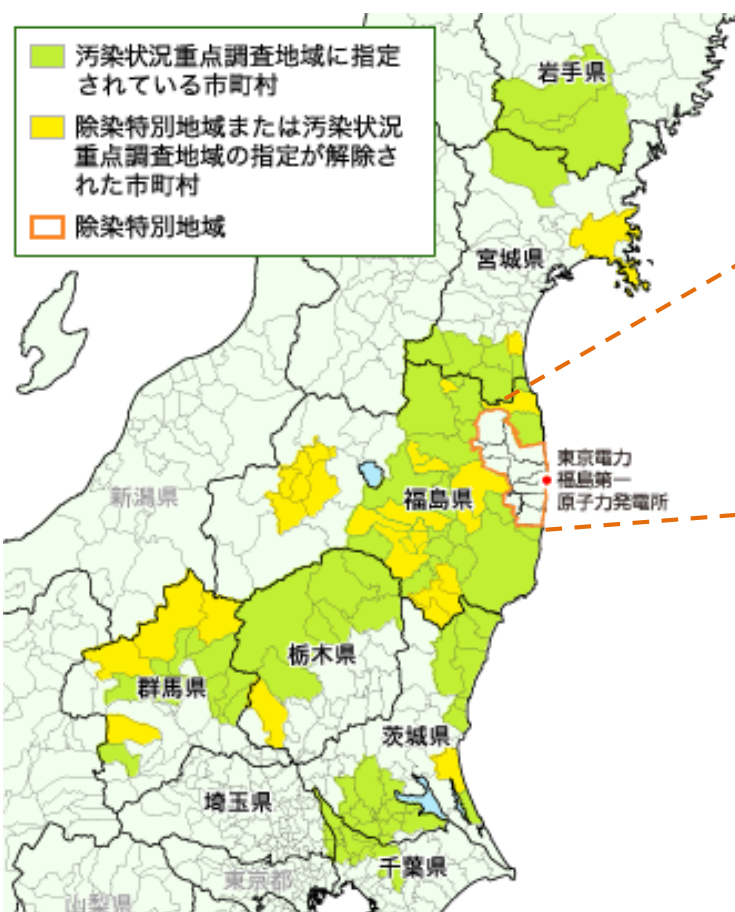
# 除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況

# 除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況

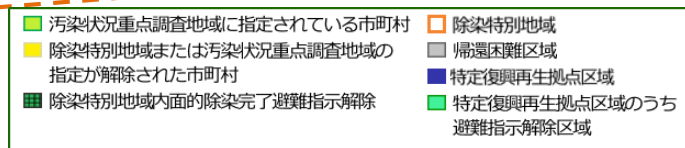
## ①除染の進捗状況

○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、**8県100市町村の全てで面的除染が完了。**  
 帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染や家屋等の解体を実施中。  
 (拠点区域のうち、葛尾村は2022年6月12日に、大熊町は同月30日に、双葉町は8月30日に  
 避難指示が解除。浪江町・富岡町・飯館村は2023年春頃の避難指示解除を予定。)

＜汚染状況重点調査地域(市町村除染)＞



＜除染特別地域(国直轄除染)＞



	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域(93)	除染特別地域(11)
福島県内	43※	36	11
福島県外(7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

# 除染の進捗状況及び中間貯蔵施設の整備状況

## ②中間貯蔵施設について

### 1 中間貯蔵施設とは

○中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、**安全かつ集中的に管理・保管するための施設。**

○中間貯蔵施設区域は、大熊町(1,100ha)、双葉町(500ha)にまたがる**約1,600ha**(面積は渋谷区とほぼ同じ。)

### 2 事業の進捗状況

#### (1)用地取得状況

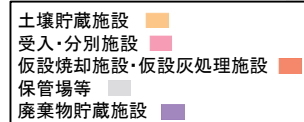
○2023年1月末までに契約済みの面積は全体の約8割(1,280ha)。

#### (2)輸送状況

○2015年3月から累計で**約1,341万m<sup>3</sup>の除去土壌等**(帰還困難区域を含む)を中間貯蔵施設へ搬入(2023年1月末時点)

#### (3)施設整備状況

○2020年3月に、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始。



↑中間貯蔵施設情報サイト:環境省  
(<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/>)  
を参考に復興庁にて作成



受入・分別施設

受入・分別施設 外観(大熊町)



受入・分別施設 施設内(大熊町)

### 3 2022年度の中間貯蔵施設事業の方針(環境省・2022年1月18日公表)

- 安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する。
- 特定復興再生拠点区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める。

**産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組**

## ①福島イノベーション・コースト構想

- 2014年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。
- 2017年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 2019年12月、復興庁、経産省、福島県が産業発展の青写真をとりまとめ、これを受け、同法に基づく「重点推進計画を変更（2020年5月総理大臣認定）」。同月の同法改正では、イノベ構想の推進を軸とした、産業集積の促進のための規定（イノベ税制、イノベ機構への国職員派遣規定、実証の相談援助規定）を設けた。
- 重点分野で、技術開発を通じた新産業創出等を支援。福島ロボットテストフィールドが2020年3月末に全面開所。世界有数の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設においても同月に水素の製造を開始。
- 福島県運営の東日本大震災・原子力災害伝承館が2020年9月開館。入館者が約17万人超。（2023年1月末時点）
- 本構想を更に発展させるため、「創造的復興の中核拠点」となる福島国際研究教育機構（F-REI）を2023年4月に新設予定。2022年9月、F-REIの立地を浪江町に決定。同年11月、第1回福島国際研究教育機構設立委員会を開催。

重点6分野の取り組み

### 廃炉

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楡葉町、富岡町、大熊町）
- 模擬試験施設等を活用した機器・装置開発、実証試験



楡葉遠隔技術開発センター

### ロボット

- 福島ロボットテストフィールド（世界に類をみない一大研究開発拠点）の整備
- World Robot Summitの一部競技を開催(2021年10月実施)



福島ロボットテストフィールドドローンの試験飛行（南相馬市、浪江町）

### エネルギー

- 再生可能エネルギー等の新たなエネルギー関連産業創出
- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



（出典）東芝エネルギーシステムズ(株)  
福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）（浪江町）

### 農林水産

- 先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践
- 農林水産分野における先端技術の開発・実用化の推進



生産性向上の取組（無人走行トラクター）



ワンダーファームのトマト栽培

医療関連

航空宇宙

…2020年5月に重点分野に追加

3つの柱を軸に自立的・持続的な産業発展へ

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

## 2 ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールド  
(南相馬市原町区、浪江町)

2018年度 通信塔、試験用プラント開所  
2019年4月 南相馬滑走路、ヘリポート開所  
9月 研究棟開所  
2020年3月 全面開所



福島ロボットテストフィールド



研究棟



日本郵便による美証実験



南相馬滑走路

## 4 農林水産

- ① 浜地域農業再生研究センター (南相馬市)
- ② 浜地域研究所 (相馬市)

③ 環境制御型施設園芸の導入推進  
(大熊町、南相馬市、川内村、いわき市等)



いわき市の  
トマト栽培



大熊町の  
いちご栽培

④ 花き等の新たな生産振興  
(葛尾村、川俣町、浪江町 等)



葛尾村の  
胡蝶蘭栽培



川俣町の  
アンズリウム栽培



浪江町の  
トルコギキョウ栽培

- ⑤ 水産海洋研究センター (いわき市)
- ⑥ 水産資源研究所 (相馬市)



## 1 廃炉

JAEA関連施設

- ① 楡葉遠隔技術開発センター (楡葉町)
- ② 廃炉環境国際共同研究センター国際共同研究棟 (富岡町)
- ③ 大熊分析・研究センター (大熊町)



楡葉遠隔技術開発センター



廃炉環境国際共同研究センター  
国際共同研究棟



大熊分析・研究センター  
施設管理棟

④ 福島廃炉技術者研修センター (大熊町)

⑤ 環境放射線センター  
(南相馬市原町区)

## 3 エネルギー・環境リサイクル

① 福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R)  
(浪江町)



福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)  
※東芝エネルギーシステムズ(株)資料

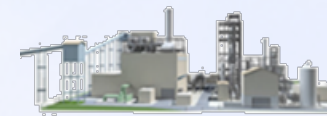
② 再生可能エネルギー導入促進  
(風力発電、太陽光発電等)



万葉の里風力発電所 (南相馬市)

③ スマートコミュニティの構築  
(新地町、相馬市、浪江町、楡葉町、葛尾村)

④ 石炭ガス化複合発電 (IGCC) プロジェクト  
(広野町、いわき市)



東京電力/福島IGCCプロジェクト

新地町、相馬市、浪江町、楡葉町、葛尾村で  
2020年までに構築が完了

## 情報発信

① 東日本大震災・原子力災害伝承館  
(双葉町)

2020年9月 開所

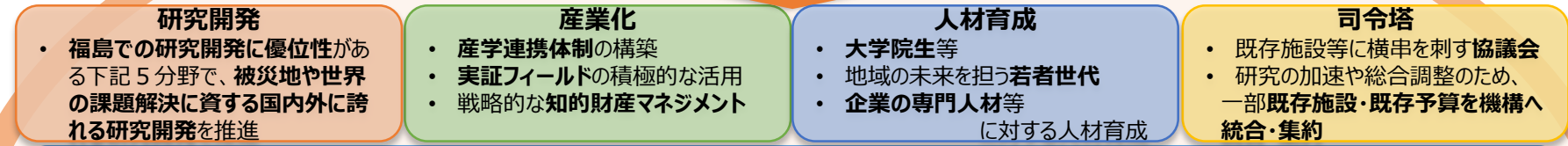
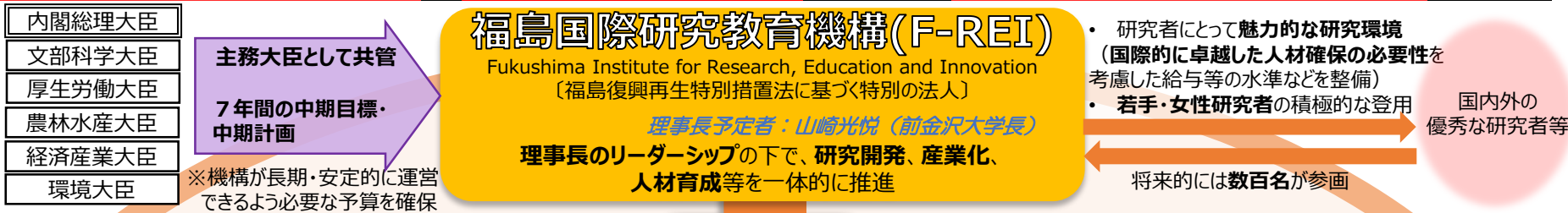


東日本大震災・原子力  
災害伝承館

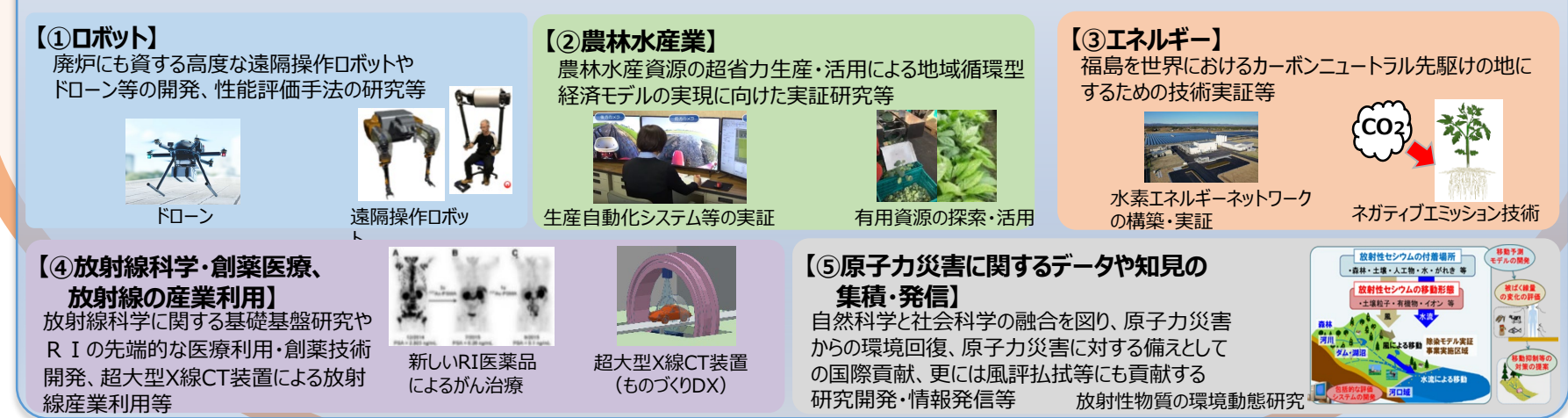
【凡例】  
● 廃炉 ● ロボット ● エネルギー ● 農林水産

## ②福島国際研究教育機構の概要

福島国際研究教育機構（以下「機構」）は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。



機構が取り組むテーマ ※新産業創出等研究開発基本計画 (R4.8.26策定)



<機構及び仮事務所の立地>  
 円滑な施設整備、周辺環境、広域波及等の観点から、以下に決定

**本施設：浪江町川添地区**  
**仮事務所：浪江町権現堂地区公有施設**

**福島国際研究教育機構の設置効果の広域的な波及へ**

- 機構を核として、市町村、大学・研究機関、企業・団体等と多様な連携を推進
- 浜通り地域を中心に「世界でここにしかない研究・実証・実装の場」を実現し、国際的に情報発信



# 産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

## ③福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律について(概要)

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

### 改正の概要

#### (1) 新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① 内閣総理大臣は、**関係行政機関の長に協議**するとともに、**総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画**を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

#### (2) 福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等**の業務を行う。
- ② **主務大臣**（※）は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、**中期目標（7年）を定める**。  
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構**は、中期目標に基づき、**中期計画**（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）を**作成し、主務大臣の認可**を受ける。
- ④ 主務大臣は、**毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価**を行う。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見**を聴かなければならない。
- ⑥ 福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

### 福島国際研究教育機構の業務

- (1) 研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- (2) 産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- (3) 人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- (4) 司令塔機能：**協議会の設置・運営**や**協議会の構成員との連携・調整**
- (5) 情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

### 福島国際研究教育機構の特徴

- (1) 司令塔機能
  - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
  - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求める**ことが可能。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- (2) 処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- (3) 民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資や人的・技術的援助**を行う。
- (4) 情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

※ 政府は、この法律の施行後8年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

施行日：令和4年6月17日

## ④新産業創出等研究開発基本計画の概要(考え方)

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第90条第1項に基づき、内閣総理大臣が、福島復興再生基本方針に即して定める新産業創出等研究開発等施策の推進に関する基本的な計画。

### 我が国の現状

- 我が国は、バブル崩壊後、経済再生に取り組んできたが、グローバルな競争環境等が激変する中で、**30年以上にわたる長期停滞から脱することができずにいる。**この停滞を今こそ打破し、イノベーションを軸とした思い切った成長政策を通じて**経済成長を実現し、大変革を進めていかなばならない。**
- デジタル改革やグリーン成長戦略など、課題解決に向けた政策を推進しているが、我が国が国際競争で再び優位性を発揮するためには、こうした政策を総動員し、**地位の顕著な低下が指摘される科学技術力を、短期間で世界トップレベルに引き上げ、日本再生の原動力としていく必要がある。**

### 福島からはじめる意義

- 原子力災害の被害を最も大きく受けた福島においては、これから復興・再生が本格的に始まる時期となる。
- 福島イノベーション・コースト構想による先行的な取組により、福島ロボットテストフィールドや福島水素エネルギー研究フィールドなど、これからのイノベーションの起点となる技術の蓄積が始まっている。
- 廃炉や放射性物質による汚染などの課題を解決し、さらに強みとなる領域を開拓し、発信・普及していくことを通して、日本そして世界の課題解決にも貢献できる。
- 機構が中核となって行う取組を、新しい日本を創るリーディングプロジェクトと位置付け、国の総力を挙げて推進していく。**

### 機構が中核的な役割を担うために行う取組

#### 【国によるリーダーシップ】

- 機構の柔軟かつ大胆な運営を確保するためのトップマネジメントを強化するとともに、省庁の縦割りを排して政府一丸となってこれを支援する体制を整備する。
- イノベーションの創出には、中長期を見据えた研究開発が不可欠であり、安心して研究に専念できるよう、組織的かつ財源的にも長期・安定的な運営体制を構築する。
- 復興庁の総合調整機能の下で、復興財源等を活用することにより、可能な限り速やかかつ円滑な機構の立ち上げに取り組む。

#### 【中長期の研究開発を支援する体制整備】

- 複数年にわたる研究開発等を円滑に実施するため、予算単年度主義の弊害を排し、様々な手法を用いて、長期・安定的な財政基盤を確保する。
- 復興庁の設置期間終了後であっても、複数省庁を束ね、横串を刺して総合調整の役割を果たす司令塔機能を引き続き政府内に確保する。

#### 【実証や社会実装の推進】

- 研究成果の社会実装等を進め、産業構造や社会システムの転換につながるイノベーションを起こし、その循環により国内外の資金や人材を呼び込む。
- 福島にしかない多様な実証フィールド等を最大限活用するとともに、他の地域ではできない実証等を可能とする規制改革を推進する。

#### 【研究人材の確保・育成】

- 成果や能力に応じた柔軟な給与等の水準、研究補助者の確保を含む充実した研究環境、若手や女性などの研究者が活躍しやすい環境等を実現する。
- 多くの人材が技術革新をリードし社会改革を成し遂げることが重要であるため、連携大学院制度の活用や、高等専門学校との連携、小中高校生向けの教育プログラムの開発を行い、地域の未来を担う若者世代等の人材育成も進めていく。

⇒ **有力な研究者や起業家が集結し、イノベーションの創出が自律的に加速する好循環を形成**  
**新しい時代を夢見る研究者、起業家が福島の地に集い、実証・実装の成果を各地に展開することで国全体の成長につなげる**

## ④新産業創出等研究開発基本計画の概要(機構の担う中核的な役割)

### 施策の推進のための方針

#### 【官民の資源集中によるイノベーションの創出】

- 公的資金を呼び水とした民間資金の動員などの取組を推進する
- 機構に係る研究のスピノフにより創業した事業者への出資をはじめ、地域の創業支援事業と連携して科学技術を核とした創業を支えるエコシステム環境を整備する
- 機構の事業は、復興に取り組む地域全体に資する広域的な取組であることが重要である

#### 【機構の機能発揮のための基盤構築】

- 国内外の大学や研究機関等を集積させるため、福島県等が主体的に取り組むまちづくりと緊密に連携し、機構の施設整備を推進する
- 研究開発の中で障害となる規制に対し、機構において研究者や企業等からの要望を集約し国等に提案するなど、実地に即した規制緩和を推進する
- DX等に対応した研究環境を整備するとともに、研究開発機器等の外部利用を積極的に推進することで好循環を創出する
- 国際的な機関とも連携しながら国内外の知見も集積し、世界で活躍する優秀な研究者が柔軟に参画できる研究環境を整備する 等

### 機構の各機能について

#### (1) 研究開発機能

- ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー、④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野の研究開発を実施する(詳細は次頁)。

#### (2) 産業化機能

- 機構発ベンチャーへの出資、企業との共同研究を可能とする**産学連携体制を構築する**。
- **最先端の設備や実証フィールド等の活用、大胆な規制緩和等**により、国内外の関係者の参画を推進する。
- **戦略的な知的財産マネジメント等**により、研究者のインセンティブを確保する。

#### (3) 人材育成機能

- 我が国が強みをもつ研究分野をリードする大学との**連携大学院制度**を活用する。また、国際原子力機関(**IAEA**)等と連携し、**廃炉の現場**にも貢献し得る**国際研究者**を育成する。
- **地元の産業界・地方公共団体・大学・高等専門学校等と連携する。小中高校生等**が先端的な研究や科学技術に触れる多様な機会を設ける。
- **クロスアポイントメント制度等**を活用し、**AIやデータサイエンス等**にも精通した次世代人材を育成する。

#### (4) 司令塔機能

- **協議会**を組織し、福島県内の既存施設等の取組に**横串を刺す司令塔**としての機能を最大限に発揮する。
- **ロボット分野**に包含される航空宇宙や、エネルギー、放射線科学・創薬医療等の技術分野は、我が国の今後の優位性に寄与し得る。**経済安全保障**の観点からも、**研究資源の配分、セキュリティの実施等について戦略的に判断する**。
- 研究の加速や総合調整を図る観点から、基本構想の内容に沿って**既存施設の施設統合及び予算集約**を行う。

## ④新産業創出等研究開発基本計画の概要(主な研究開発の内容)

### 【①ロボット】

廃炉作業の着実な推進を支え、災害現場等の過酷環境下や人手不足の産業現場等でも対応が可能となるよう、ロボット等の研究開発を行う。

(研究開発の内容)

- 高い専門性・信頼性を必要とする廃炉作業ロボットについて、触覚フィードバック等の遠隔操作技術を導入し、システムの概念実証を実施し、その後、実用化に向けた試作機の開発を目指す。
- ドローンに搭載可能な水素ガスタービン等の研究開発や福島RTF等を活用した実証により、長時間飛行・高重量積載を実現し、カーボンニュートラルを達成する水素ドローンの実証機を開発する。

遠隔地

現場



遠隔操作ロボット



※写真は中型機  
長距離・高重量積載ドローン

### 【②農林水産業】

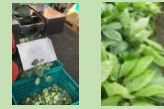
スマート農業やカーボンニュートラル等を通じた地域循環型経済モデルの構築を目指し、超省力・低コストな持続性の高い農林水産業に向けた実証研究を行う。

(研究開発の内容)

- 複数ほ場を自律的に移動・作業する自動走行トラクタや地産地消型エネルギーシステム、農林水産資源の循環利用等の実証研究を行い、地域循環型経済モデルのプロトタイプの提示を目指す。
- 農林水産資源の開発のための有用性評価等に係るデータ基盤を整備し、その後、大学、民間企業等との共同研究による製品開発等の実用化プロジェクトを実施する。



複数ほ場を自律的に移動、作業する農機制御システム



〔加工業務用野菜、薬用作物、バイオマス作物〕

### 【③エネルギー】

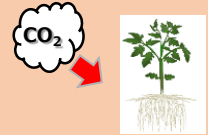
福島を世界におけるカーボンニュートラル先駆けの地とする。

(研究開発の内容)

- 水素エネルギーネットワークを構築するため、電力を水素として高効率に貯蔵・利用するシステム等を開発し、その後、地域内水素エネルギー制御システムを開発する。
- ネガティブエミッションのコア技術となる、大規模なCO2吸収に資する植物・藻類等のポテンシャル評価、性能・生産性向上等及び利用技術の研究開発を行う。



水素エネルギーネットワーク  
(水素製造施設)



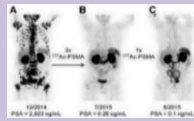
早生、CO2大量吸収等の機能を付与した植物生産(BECCS)

### 【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

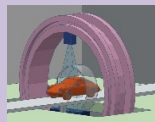
オールジャパンの研究推進体制の構築と放射線科学に関する基礎基盤研究やR Iの先進的な医療利用・創薬技術開発及び放射線産業利用を実現する。

(研究開発の内容)

- アルファ線放出核種等を用いた新たなR I医薬品の開発等を行う。また、加速器を利用したR Iの製造技術など創薬医療分野における世界最先端の研究開発を一体的に推進する。
- 自動車等の大型部品等を丸ごと計測し、効率的にデジタル化して活用する技術の開発に向け、超大型X線CTの開発、CT画像の高画質化及びそのシミュレーション適用のための技術開発に取り組む。



アルファ線放出核種により前立腺がんが寛解



世界初のガントリ一式超大型X線CT装置

### 【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

自然科学と社会科学の研究成果等の融合を図り、原子力災害からの環境回復、原子力災害に対する備えとしての国際貢献、更には風評払拭等にも貢献する。

(研究開発の内容)

- 放射性物質の環境動態の解明や将来予測のため、放射性物質の移行等に関する予測モデルを開発し、生態系への影響評価など社会的課題の検討に資する基盤的なデータや知見の提供を行う。
- ICRU等の国際会議の招致とともに、国内研究者等が参加するシンポジウムを開催し、復興に関する情報発信等を行う。



中長期的な環境動態研究の実施



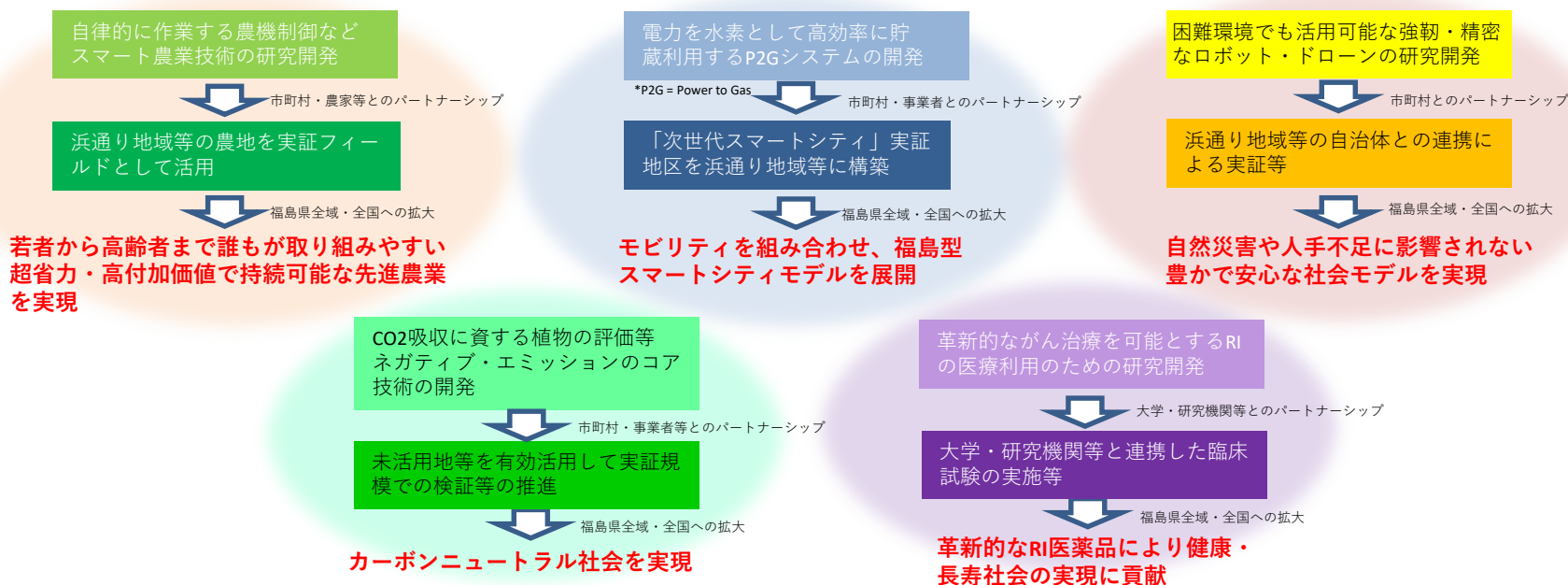
ICRU等の国際会議を招致

## ⑤F-REIを核とした浜通り地域等との広域連携による効果波及について

### (基本的考え方)

- ◆ 福島国際研究教育機構の事業は、本施設の立地近接地域だけでなく、復興に取り組む地域全体（浜通り→福島県全域→被災地全体）にとって「創造的復興の中核拠点」として実感され、その効果はさらに全国へと**広域的に波及**するものでなければならない
- ◆ まずは、機構が取り組む5分野に関連する**既存の研究拠点や教育機関等のシーズ**だけでなく、地域における**機構への期待や具体的なニーズ**を、様々な**対話を通じて丁寧に把握**していく
- ◆ それを踏まえ、機構を核として、地域の市町村や住民、企業・団体等との間で様々な形の**パートナーシップで連携**することが重要
- ◆ **浜通り地域等を中心に、機構の施設の中だけでなく、施設の外も含めて広域的なキャンパスとしてとらえ、「世界でここにしかない多様な研究・実証・社会実装の場」を実現し、国際的に情報発信する**
- ◆ これにより、地域における産業の集積、人材の育成、暮らしやすいまちづくり等を進め、福島・東北の創造的復興、さらには日本創生を牽引するものとする

### (機構を核としたパートナーシップによる事業展開のイメージ例)



・・・  
など

<p>名称</p>	<p>福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議</p>
<p>設置根拠</p>	<p>復興推進会議決定</p>
<p>設置目的</p>	<p>福島国際研究教育機構（F-REI）が、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となるよう、福島国際研究教育機構の長期・安定的な運営に必要な施策の調整を進める。</p>
<p>設置年月日</p>	<p>令和4年12月27日</p>
<p>構成員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議長 内閣官房長官</li> <li>○副議長 復興大臣</li> <li>○構成員 内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、健康・医療戦略に関する事務を担当する国務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣 (※議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。)</li> </ul>

⑦福島相双復興官民合同チーム

- 原子力災害による**被災事業者の自立支援**を目的に、2015年8月24日、国・県・民間からなる「**福島相双復興官民合同チーム**」を創設。
- チーム員は総勢275人（このうち国の職員は46人。2023年2月1日時点）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,700の商工業者及び約2,500の農業者を**個別訪問**する（2023年2月1日時点）など、**個々の事情に応じたきめ細かな支援**を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。

チーム長  
(相双機構理事長)

北村 清士 (株式会社東邦銀行 顧問)

<福島相双復興官民合同チーム>

公益社団法人  
福島相双復興推進機構

総務調整グループ

事業者支援グループ

水産販路等支援PT

営農再開グループ

産業創出グループ

広域まちづくりグループ

福島支部

南相馬支部

浪江事務所

いわき支部

富岡事務所

東京支部

福島県

原子力災害対策本部

(独)中小企業  
基盤整備機構

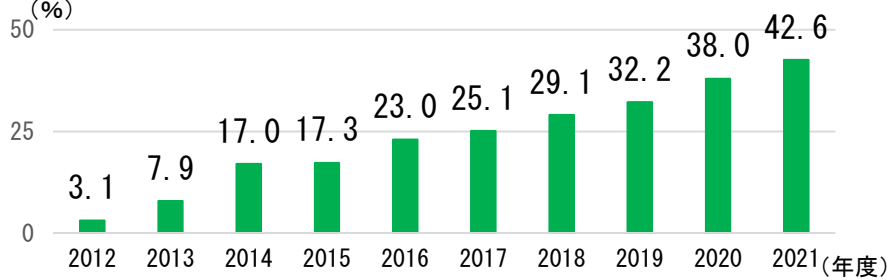
体制

# 産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

## ⑧福島県の農林水産業の再生について

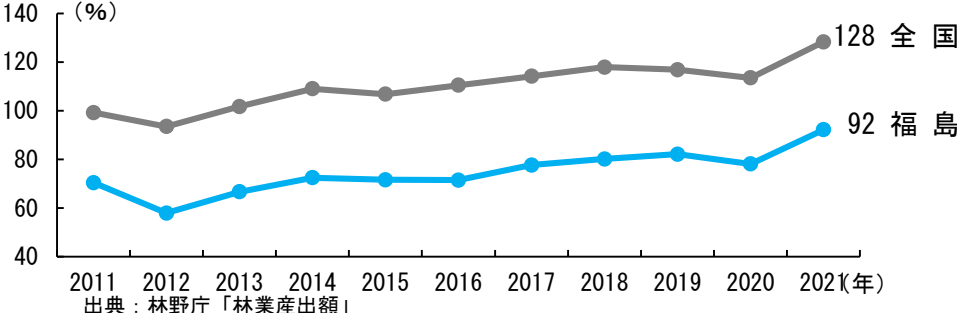
- 農業分野：インフラ復旧、機械・施設整備など営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援し、12市町村の営農再開面積は約4割。これまでの取組に加え営農再開の加速化に向け、令和3年の福島特措法施行により、農地の大区画化・利用集積、6次産業化施設の整備の促進等のための措置を整備。IT技術等を活用したスマート農業の推進などによる大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開、広域的な高付加価値産地の創出を推進。
- 森林・林業分野：放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策(ふくしま森林再生事業)を平成25年度から実施。「里山・広葉樹林再生プロジェクト」によるしいたけ等原木林の計画的な再生や特用林産物の産地再生に向けた取組の推進に加え、木材の安全証明体制構築のため放射性物質検査体制の構築やバーク(樹皮)の有効利用を推進する等、森林・林業の再生に引き続き取り組む。
- 水産業分野：漁港の復旧は完了。福島県漁業者は平成24年から開始した試験操業を、令和3年3月に終了し、同年4月から本格操業への移行に向けて、水揚量の回復を図っているところ。試験操業の対象の魚種・漁法の水揚げは原発事故前の2割程度。周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結果などを踏まえながら、漁獲量の増大など本格操業への移行を支援。また、水産加工業について、販路の回復・開拓等の取組に対し引き続き支援。

### ○被災12市町村の営農再開面積の割合

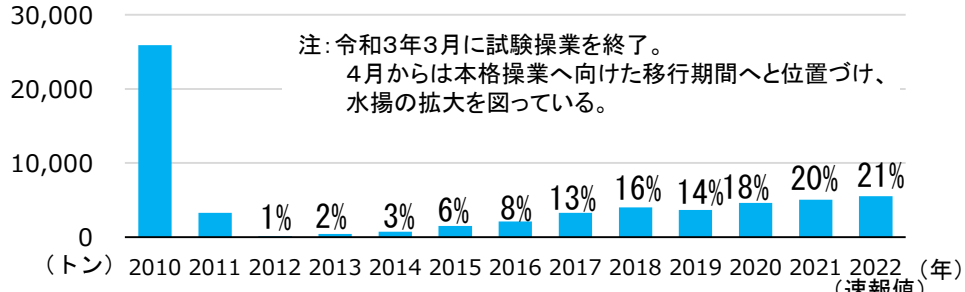


注：2011年12月末時点における営農休止面積に対する割合  
出典：農林水産省「福島県営農再開支援事業 令和3年度事業実績報告書」

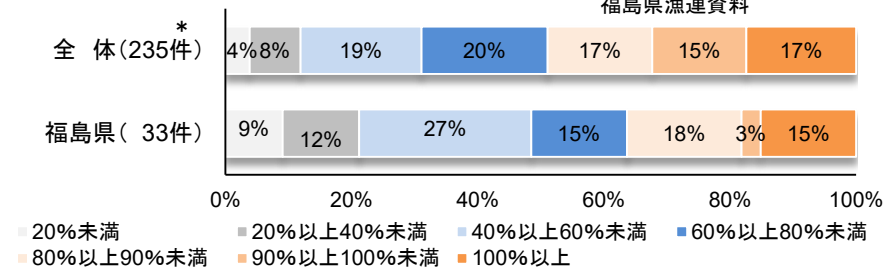
### ○林業産出額 (2010年比)



### ○福島県(属地)における沿岸漁業(沖底含む)及び海面養殖業の水揚量



### ○水産加工業の売上げの回復状況





# 産業・生業の再生、新たな産業基盤の構築に向けた取組

## ⑨里山再生事業について

- 2016年3月に復興庁・農水省・環境省で取りまとめた「福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、日常的に人が立ち入る里山の再生に向けた取組として「里山再生モデル事業」を実施。
- 2020年1月にモデル事業の中間とりまとめを行い、2020年度以降も「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を実施することとした。里山再生事業の詳細は、以下のとおり。

### 目的

住民の安全・安心の確保に資する取組を当該里山の様態に合わせ組み合わせて実施することで、住民が安心して利用できるような環境づくりを推進。

### 対象

#### 対象となる里山

住民が身近に利用してきた住居周辺の里山  
(森林公園・遊歩道・キャンプ場等)



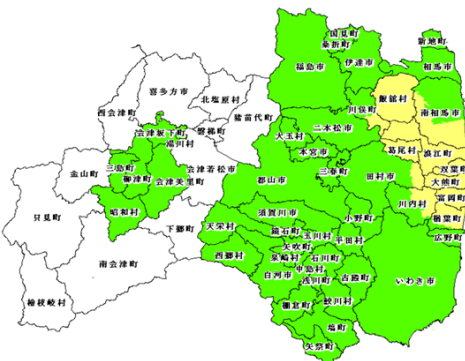
例：キャンプ場



例：遊歩道

#### 対象地域

除染特別地域及び汚染状況重点調査地域（解除済み含む）のある福島県内の市町村



### 事業内容

以下の3つの構成事業のうち、市町村の要望に応じ、2又は3事業を組み合わせて実施する。

#### 除染

- 人が日常的に立ち入る場所で、堆積物除去や残渣除去等の除染を実施。

例：残渣除去の様子



#### 森林整備

- 間伐などの森林整備と丸太筋工の設置等の放射性物質対策を実施

例：丸太筋工



#### 線量測定

- 住民の利用形態を想定した遊歩道等の空間線量率の測定や個人被ばく線量の測定等を実施

例：歩行サーベイ



### その他

- これまでに6市町村・9か所を採択、事業を実施中  
※里山再生モデル事業も含めれば、16市町村・20か所で実施。

# 風評被害対策

# 風評被害対策

## ①「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」

- 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれの無い偏見・差別が今なお残っている。
- 復興大臣の下、関係府省庁からなる「**原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）**」を開催（2013年3月～）。
- 2017年12月開催のタスクフォースにおいて、**より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針として、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」**を決定・公表。
- この戦略の下、「**知ってもらう**」、「**食べてもらう**」、「**来てもらう**」の3つの視点から、関係府省庁において**工夫を凝らした情報発信**を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的に**フォローアップ**する。

### 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等について**シンプルかつ重要な順に明示**。

	I 知ってもらう	II 食べてもらう	III 来てもらう
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制 等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策 等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用 等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信 等

ALPS処理水の処分に伴う風評対策については、2021年4月の処分方針の決定を受け、同年8月20日に開催した**風評対策タスクフォース**において、関係省庁が取り組むべき情報発信等について、「**ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ**」として、とりまとめ、公表。

# 風評被害対策

## ②メディアミックスによる情報発信の取組

### 概要

今なお続く風評の払拭に向け、① 福島県の復興の現状等を「知ってもらう」、② 福島県産品を「食べてもらう」、③ 福島県に「来てもらう」の3つの観点から、インターネット、SNS、ラジオ、テレビ等を活用した情報発信を実施。

### 主な取組

#### ① FMラジオ番組「Hand in Hand」の放送

- 福島で活躍する人に焦点を当て、復興への思いを伝える番組を首都圏をはじめ全国（札幌・仙台・福島・大阪・愛知・広島・福岡）で放送。



視聴者数約70万人/回

#### ② TV番組の放送

- 三陸常磐の海産物の魅力や漁業者の方の生の声を伝えるテレビ番組を東北3局で放送（R4.10）。



#### ③ WEBゲーム「ふくしま旅スコ」の公開

- ウェブ上で福島県全市町村をサイコロを振って巡り、各市町村や放射線に関するクイズに答えながらゴールを目指すすごろくゲームを公開。「あつまれどうぶつ森」で使用できる「あつ森マイデザイン」を配布。



#### ④ YouTube動画「おいしい福島」の配信

- タレントを起用し、福島県産農林水産物の魅力と安全性や、浜通りを巡る旅の魅力等について、分かりやすく、楽しく伝える動画をインストリーム広告も活用してYouTubeで配信。

<食>



<旅>



16動画計1080万回再生

#### ⑤ 流通業界誌への記事掲載

- 流通業界誌において、卸売・小売関係者及び消費者による「常磐もの」の消費拡大と風評払拭に関する対談記事を掲載（R5.2）

#### ⑥ 出前授業の実施

- 国内各地の高校に職員を派遣し、復興の現状、ALPS処理水の処分、風評の影響等についての出前授業を実施（R4、8校）。



#### ⑦ 国内外での福島の魅力を発信するイベントの開催

- 福島の海や「常磐もの」の魅力と安全性を発信する釣り大会及びステージイベントを開催（R4.7 相馬市）。
- 福島県内自治体等と連携し、名古屋市において食、観光など福島の魅力や復興の進捗を発信する物販イベントを開催（R4.11）。
- タイにおいて、復興の現状、福島県の食や観光の魅力を発信するイベント及び水産物等を販売するフェアを開催（R5.1、2）。



#### ⑧ インバウンド需要の拡大に向けた情報発信

- 日本在留外国人インフルエンサーが、浜通りを巡る旅の魅力を、それぞれ英語、中国語で動画を配信（R4.2）。
- インフルエンサー、メディアを含む韓国人を招へいし、福島県内の復興の進捗や食・観光の魅力を手感できる各地を訪問するモニターツアーを実施（R4.11）

#### ⑨ 国際会議の機会を活用した情報発信

- 福島県において開催された日・ASEAN諸国の関係者を招いたスマートシティに関する国際会議の機会を活用して、復興の現状や福島県産の農水産品等の魅力を発信するとともに、招へいたメディアを通じて各国に情報発信（R4.12）。

# 風評被害対策

## ③科学的根拠に基づいた正確な情報の発信

### 概要

国内外に向けて、東京電力福島第一原発事故からの復興の進捗やALPS処理水の処分等について、プッシュ型広告等を活用して、科学的根拠に基づいた正確で分かりやすい情報を発信。

### 主な取組

#### (1) 国内向け情報発信

##### ① パンフレットの作成・配布

- 放射線の基礎知識や原子力災害からの復興と安全性について説明するパンフレットを作成。(英・中(繁・簡)・韓)版も作成。)



##### ② マンガの作成・配布

- 放射線の正しい知識や食品の安全性を伝えるマンガを公開・配布。



(英・中(繁・簡)・韓)版も作成。)

##### ③ WEBサイト「タブレット先生の福島の今」の開設

- 復興の現状や放射線の基礎知識、福島県産農産物等の魅力を伝えるための様々なわかりやすいコンテンツを公開。



##### ④ ALPS処理水について説明する動画の配信

- ALPS処理水についてイラストを用いて分かりやすく説明したチラシ及び動画を公開。プッシュ型広告を実施。



245万回再生

##### ⑤ 健康影響に関する風評を払拭するための動画の配信

- 福島第一原発事故による放射線の健康影響についての国連機関UNSCEARの発表を有識者が分かりやすく解説する動画を公開。プッシュ型広告を実施 (R3.12)。



142万回再生

##### ⑥ オンラインイベントの開催

- 住民の帰還等復興の進捗やALPS処理水の処分等をテーマとする一般参加型のオンラインイベントを開催 (R4.12)。

#### (2) 国外向け情報発信

##### ① 外国語ポータルサイト「Fukushima Updates」の開設

- 外国人のよくある疑問や誤解に対してQ&A (英・中(繁・簡)・韓)により分かりやすく解説。
- ALPS処理水に関するQ&Aを追加 (R3.8)。



##### ② 海外紙における記事広告の掲載

- 以下の新聞等において、ALPS処理水の処分を含む廃炉、福島復興の現状や食・観光の魅力等についての記事を掲載。

Financial Times (欧米) (R4.2)  
THE WALL STREET JOURNAL (米国等) (R5予定)  
自由時報 (台湾) (R5.1~3)  
South China Morning Post (香港等) (R5予定)



##### ③ 動画の制作・配信

- 「復興の現状」「ALPS処理水」「食・観光の魅力」の3動画 (英・中(繁・簡)・韓・タイ・インドネシア・ベトナム) を制作し、プッシュ型広告を展開。



##### ④ 科学雑誌への寄稿

- ALPS処理水の安全性等について、科学雑誌 (New Scientist) に寄稿 (R5.2)。

##### ⑤ 日本在住外国人を対象とした現地視察・座談会の開催

- 中国人留学生を招へいして福島復興、廃炉をテーマとした現地視察・座談会を実施 (R4.8、23名及び中国系報道機関)。

##### ⑥ オンラインイベントの開催

- 欧州のニュースサイト (EuroNews) において、復興やALPS処理水の処分を含む廃炉等をテーマとして外国人、日本人のパネリストが議論し、一般視聴者の質問等に答えるオンラインイベント (英語) を開催。(R4.12、視聴数累計15万回以上)。

## ④ALPS処理水に係る理解醸成に向けた情報発信等施策パッケージ(概要)

### 考え方

- ① 安全性のみならず、消費者等の「安心」につなげることを意識しつつ、届けて理解してもらおう情報発信を関係府省庁が連携して展開する。
- ② 実行会議ワーキンググループ等における関係者からの要望も含め、地元の声をしっかり聴いて対応する。
- ③ 輸入規制の撤廃も念頭に、海外の国・地域ごとにきめ細かく戦略的に対応する。
- ④ 継続的に状況等を把握し、それに応じた必要な情報を効果的に発信する。

### 施策(概要)

#### 1 関係省庁が連携し、政府一丸となり総力を挙げて正確な情報を発信

- (1) 正確で分かりやすい情報発信の積極的展開
  - ・ 詳細な情報も見てもらいやすくする工夫を施した科学的根拠に基づく正確で分かりやすい動画を発信
  - ・ 海域モニタリング結果を発信 等
- (2) 消費者等に届く情報発信と消費者等が得たい正確な情報にたどり着きやすくするための環境整備
  - ・ ウェブ上でのプッシュ型広告を可能な限り活用
  - ・ インフルエンサーによる東京電力福島第一原発等視察を強化
  - ・ ポータルサイト「Fukushima Updates」において、国内外の消費者等が関心度合に合わせて情報を入力できる環境を整備 等
- (3) 消費者等の安心につながる取組の展開
  - ・ シンポジウム、商談会等を活用して消費者・流通業者等への説明を強化
  - ・ 生産者の取組、検査体制・結果等の発信や、商品の安全性を消費者が簡単に確認できる工夫の検討等、消費者の目線に立って情報発信
  - ・ 放射線専門家や料理人等を起用
  - ・ 魚類飼育等を通じたALPS処理水の安全性の見える化を検討
  - ・ 旅行会社に対して業界団体の広報誌やメールマガジンを活用し情報発信 等
- (4) 教育現場における理解醸成に向けた取組の強化
  - ・ 放射線副読本を活用した出前授業や教職員研修を実施 等
- (5) 政府一体となった施策実施体制の構築
  - ・ 関係府省庁の担当者をメンバーとして、一体的に施策実行を担う府省庁横断的な体制を構築

#### 2 地元の福島県や近隣県の思いを受け止めながら、密に連携して発信

- (1) 福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援
  - ・ 自治体が交付金を活用し、水産物の魅力等を県内外のメディアを通じて発信。国も連携した取組を検討・実施 等
- (2) 実行会議ワーキンググループ等で出された地元自治体・業界の意見・要望に寄り添った施策の実施
- (3) アフターコロナの状況に応じた現地での対話や情報発信の取組の強化

#### 3 海外に向けて関係省庁が連携し、戦略的に発信

- (1) 各国・地域及び市場の状況に応じたきめ細かな対応
  - ・ 国・地域に相応しい媒体や発信者を選択
  - ・ 「Fukushima Updates」にALPS処理水に関するFAQを追加
  - ・ 日本政府観光局(JNTO)グローバルサイトにALPS処理水のポータルサイトへのリンクを掲載 等
- (2) 海外のインフルエンサーや報道関係者等の現地招へい
  - ・ 海外のインフルエンサーを現地に招へい
  - ・ 輸入規制国の報道関係者の現地視察 等
- (3) 国際機関との緊密な協力
  - ・ 中立的で専門的知見を有する国際機関(IAEA、OECD/NEA)と緊密に協力した情報発信
- (4) 輸入規制の緩和・撤廃も念頭においた外交ルートでの説明
  - ・ 優先すべき国・地域を勘案しつつ、各国・地域の政府関係者や報道機関等への丁寧な説明や働きかけを強化 等
- (5) 国際会議・イベント等あらゆる機会の活用
  - ・ IAEA総会において、廃炉進捗をテーマとしたサイドイベントの開催 等

#### 4 国内外の状況を把握し、臨機応変に発信

- (1) ALPS処理水への理解に必要な情報の認識状況等の把握
  - ・ ALPS処理水の安全性等の認識状況等について、国内の消費者や海外の消費者を対象としたインターネット調査により継続的に把握
- (2) 風評影響の把握
  - ・ 福島県や隣県等の産業について風評影響等を調査
  - ・ 福島県産農産物等の生産から流通・販売に至る実態45を調査・分析
- (3) 風評構造の分析
  - ・ 的確な風評対策とすべく、風評の構造(メカニズム)等を分析するとともに、これまで実施した取組の効果測定や評価分析を実施

# 福島復興関連法制度・予算

# 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(概要)

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

## 基本姿勢及び各分野の取組

### 1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階  
⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

- **ハード事業**
    - ・概ね完了済、未完了の一部事業は既予算の範囲内で継続
  - **被災者支援**(心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等)(※)
    - ・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続
  - **子どもの支援**(教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援)(※)
    - ・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
- (※) 第2期期間内に終了しないものは、支援のあり方を検討、適切に対応
- **住まいとまちの復興**
    - ・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
    - ・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し
  - **産業・生業**
    - ・中小企業等グループの再生と企業立地を支援(対象の限定・重点化)
    - ・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援
  - **地方創生との連携強化**
    - ・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

### 3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
- ・効果的な復興の手法・取組の整理、関係機関への普及・啓発

### 事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度  
※ 原災地域は、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応、必要に応じ見直し

## 2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要  
⇒ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

- **事故収束**
  - ・復興の前提である廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施
  - ・ALPS処理水について、責任を持って適切なタイミングで結論
- **環境再生に向けた取組**
  - ・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備等
  - ・最終処分に向けた減容・再生利用等・特定廃棄物等の処理
- **帰還・移住等の促進、生活再建等**
  - ・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続
  - ・特定復興再生拠点区域について、進捗を管理しつつ整備
  - ・同拠点区域外の避難指示解除に向けた方針の検討を加速化
- **福島イノベーション・コースト構想の推進**
  - ・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進
- **国際教育研究拠点の整備**
  - ・「創造的復興の中核拠点」となる拠点新設に向けた取組を推進
- **事業者・農林漁業者の再建**
  - ・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援
- **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
  - ・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
  - ・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進

### 組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転  
・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有



原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

## 福島復興再生基本方針

原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針(閣議決定)

即して作成

## 福島復興再生計画

原子力災害からの福島復興及び再生を推進するための計画(県知事が作成・内閣総理大臣が認定)

### 避難指示の対象となった区域の復興・再生

#### 住民の生活環境の整備等

- ① 県等が管理する道路等の工事を国が代行
  - ② 公共施設の清掃等を国が実施
  - ③ 事業の開始・再開を支援するための課税の特例を措置
  - ④ (特定復興再生拠点区域のみ) 国の負担で除染等を実施 等
- ※ 特定復興再生拠点区域における事業については、特定復興再生拠点区域復興再生計画(市町村長が作成・内閣総理大臣が認定)に基づいて実施

#### 営農再開の加速化

農地の利用集積・6次産業化施設の整備促進等

#### 住民の帰還及び移住等の促進

- ① 帰還・移住等環境整備交付金によるインフラ整備、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大に資する施策等の実施
- ② 一団地の復興再生拠点整備制度の活用 等

#### その他

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設等の実施、(公社)福島相双復興推進機構への国の職員の派遣、帰還・移住等環境整備推進法人の指定、情報通信機器の活用等による必要な医療の確保 等

### 福島県全域の復興・再生

#### 産業の復興及び再生

- ・ 地域ブランド(商標、品種)の登録料等の減免
- ・ 風評払拭への対応(農林水産物等の販売の実態調査、海外の風評払拭や輸入規制の撤廃に向けた働きかけ等)
- ・ 風評対策に係る課税の特例 等

#### 新たな産業の創出等の重点的な推進

- ・ 再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
  - ・ 特に「福島国際研究産業都市区域」において、以下を措置
- ① ロボット製品開発に係る国有試験研究施設の低廉使用
  - ② 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例
  - ③ (公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構への国の職員の派遣
  - ④ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助 等

#### その他

健康管理調査の実施、いじめ防止対策の実施、原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う分科会の設置 等

# 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(令和4年法律第54号)

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献するため、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発等に関する基本的な計画を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

## 改正案の概要

### (1) 新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、**総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画**を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

### (2) 福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等**の業務を行う。
- ② **主務大臣(※)**は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、**中期目標(7年)を定める**。  
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構**は、中期目標に基づき、**中期計画(研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画)を作成し、主務大臣の認可**を受ける。
- ④ 主務大臣は、**毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価**を行う。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見**を聴かなければならない。
- ⑥ 福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

## 福島国際研究教育機構の業務

- (1) 研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- (2) 産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- (3) 人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- (4) 司令塔機能：**協議会の設置・運営**や**協議会の構成員との連携・調整**
- (5) 情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

## 福島国際研究教育機構の特徴

- (1) 司令塔機能
  - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
  - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求める**ことが可能。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- (2) 処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- (3) 民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資や人的・技術的援助**を行う。
- (4) 情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

※ 政府は、この法律の施行後8年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

閣議決定日：令和4年2月8日

施行日：令和4年6月17日(一部の規定は公布日)

## <福島復興再生基本方針の改定>

- 福島復興再生基本方針は、福島復興再生特別措置法第5条に基づく原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成24年7月閣議決定、平成29年6月改定、令和3年3月改定）
- 令和4年5月成立の改正福島特措法（令和4年6月施行）において、内閣総理大臣は、「福島復興再生基本方針に即して、新産業創出等研究開発基本計画を定めるものとする」（改正法第90条第1項）とされたこと等を踏まえ、改正法の内容等を盛り込むため、基本方針を改定するもの。
- 原子力災害からの福島の復興・再生は、「第2期復興・創生期間」においても引き続き国が前面に立って取り組む。

## <改定後の各取組の概要> ※赤字は主な改定箇所

● 避難解除等区域の復興・再生	● <b>ALPS処理水に係る取組</b> 、産業の復興・再生、道路等の整備、医療・教育・住宅や心のケアなど生活環境の整備、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大農用地利用集積等の促進、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、福島相双復興推進機構への国職員派遣、帰還・移住等環境整備推進法人制度
● 特定復興再生拠点区域の復興・再生	● 帰還困難区域における復興拠点の整備（道路等の整備、生活環境の整備、課税の特例、一団地の復興再生拠点制度、土壌等の除染等の措置等）、 <b>特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域に係る取組</b>
● 安心して暮らすことのできる生活環境の実現	● 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進、健康管理調査、健康増進等の支援、除染等の措置等、いじめの防止のための対策、医療・福祉サービスの確保（情報通信機器の活用等による必要な医療の確保等）、被災者の心のケア
● 原子力災害からの産業の復興・再生	● 農林水産業や中小企業の復興・再生、風評被害への対策（課税の特例、国内外における風評の払拭、商品の販売等の不振の調査、 <b>ALPS処理水に係る理解醸成</b> 等）、規制の特例、職業指導・紹介等、観光振興等
● 新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化	● 福島イノベーション・コースト構想（課税の特例、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣）、規制の特例、研究開発の推進（高度な産業技術の有効性の実証を行う事業に対する援助等）、 <b>新産業創出等研究開発基本計画の策定、福島国際研究教育機構の設立</b> 、企業立地の促進、脱炭素社会の実現等に資する福島新エネ社会構想や福島再生・未来志向プロジェクト等に係る取組の推進等
● 関連する復興施策との連携	● 東日本復興特区法・子ども被災者支援法に基づく施策との連携、法テラスの活用
● その他福島の復興・再生に関する基本的事項	● 鳥獣被害対策、地域公共交通網の形成支援等、国、県及び市町村間の連携等

## 1 法の経緯及び目的

- 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立、同月27日施行。
- 被災者の不安の解消、安定した生活の実現のため、被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を定めた理念法(主に自主避難者を対象)。

## 2 支援対象地域の設定

自主避難者への支援施策を網羅的に講ずべき地域  
=「支援対象地域」  
(放射線量が20mSv未満で一定の基準以上の地域)



法に基づく基本方針(H25.10.11閣議決定)において、原発事故後、相当な線量が広がっていた「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」を設定。

※基本方針改定(H27.8.25)時に、線量は大幅に低減しているが、被災者の帰還や避難先への定住の判断には一定の期間を要するため、当面、支援対象地域の縮小はしないこととした。

## 3 支援施策の概要

- 放射線による健康への影響調査
  - ・県民健康調査
- 住宅確保の支援
  - ・公営住宅の入居円滑化措置
- 移動の支援
  - ・原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置
- 子どもの就学等の援助・学習等の支援
  - ・福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

等

